

多重債務者問題に対する要望

日本司法書士会連合会
日本司法書士政治連盟

多重債務者問題解消に向けて下記事項を含む総合的な検討を要望致します。

【要望事項】

I. 貸金業者等の健全化への施策

1. 違法な取立行為を撲滅するための法的措置の導入
2. 過剰与信、過剰貸付を防止するための利用者の信用調査基準の
明確化
3. テレビ CM 等の宣伝を抑制させるための行政指導の強化または法的措置の導入

II. 債務者の健全化への施策

1. 学校教育における消費者教育の普及促進
2. カウンセリングの強化

III. グレーゾーン撤廃への施策

1. 出資法の上限金利(年 29.2%)を利息制限法の制限金利(年 15～
20%)に引き下げ

【要望の理由】

I. 貸金業者等の健全化への施策

1. 借金苦による自殺・家庭崩壊あるいは犯罪への影響増大の原因として、現在においても、一部貸金業者の債権回収における脅迫的言動、夜討ち朝駆け的な訪問行為、利用者または近隣者に対する嫌がらせ等の悪質な取立行為に起因するものが少なくなく、監督官庁の指導監督だけでは限界にあるため法的措置を導入する必要があると考える。
2. 制限能力者に至らない知的障害者への貸付、無資力・無収入の予見可能な高齢者等への貸付など、返済能力を無視した安易な貸付の横行、一定期間返済を続けている者に対する無条件の貸増しのシステム化などが、不良債権増大の大きな要因である。
これらの過剰与信による過剰貸付を防止するため利用者の信用調査基準を明確にし、貸付限度額を超える貸付部分の利息については法定金利（年6%）並みの低金利が適用されるように法的措置を講じる必要がある。
3. 愛らしい小型犬などを使い、優しさを前面にし、テレビで日に何度もコマーシャルすることで、国民の持つ借金のマイナスイメージをプラスに転換させるような悪影響を及ぼしているので、規制を強化すべきである。

II. 債務者の健全化への施策

1. 司法書士会では、全国の高等学校に講師を派遣して社会に巣立つ前の高校生に、多重債務問題を含む消費者教育を行なっている。
しかしながら一回限り一時間足らずの講義では、十分に内容を理解させることは困難であるので、年に10回程度の講義時間が確保できるように、高等学校の必須カリキュラムとして消費者教育の時間を設ける等徹底を図る必要がある。
2. 事前予防、事後処理のためのカウンセリングにより、自己破産手続の活用等を含め、多重債務者の早期社会復帰可能な総合的な救済システムを確立する必要がある。

III. グレーゾーン撤廃への施策

1. 司法書士の業務経験から、相当長期に亘る消費者金融の利用者の大半が、それぞれの返済総額について利息制限法を適用して計算し直せば、債務完済または過払いの状態となっていることを知悉しており、また本年1月の最高裁判決で、期限の利益喪失の特約ある場合に、出資法の上限金利による支払利息にみなし弁済の適用ができないとの司法判断が示されたこと、利息制限法を超える利息は元本に充当されるとの判例が確立していることから、上限金利の引き下げが必要と考える。